

秩父市太陽光発電設備等設置費補助金 チェックリスト

太枠の中を記入・チェックしてください。

申請者の氏名又は法人名		本人確認 ☐
申請者の連絡先	【電話番号】 【Eメール】	
申請に来られた方の氏名		
申請に来られた方の連絡先	【電話番号】	

申請の資格要件	チェック	市記入欄
【個人】秩父市内で自身が居住している既存・新たに建築又は取得する住宅等に設置すること。 【事業所】秩父市内で事業を営んでいる事業所等に設置すること。	☐	
令和8年4月1日以降の工事契約であること。	☐	
工事の完了は、令和9年2月19日以前であること。	☐	
【個人】実績報告の時点(令和9年2月19日まで)で、設備を設置する住宅へ住民登録を行うこと。	☐	
秩父市税の滞納がないこと。(個人の場合は世帯全員)	☐	
秩父市太陽光発電設備等設置費補助金交付要綱を遵守すること。	☐	

申請書類	チェック	市記入欄
秩父市太陽光発電設備等設置費補助金交付申請書	☐	
補助対象設備を設置する場所の案内図	☐	
補助対象設備の設置に関する見積書及び見積内訳書の写し	☐	
補助対象設備の仕様及び規格が確認できる書類の写し	☐	
【個人】住民票の写し ※個人情報目的外利用同意書を提出した場合は省略可 【事業所】登記事項証明書(履歴事項全部証明書)	☐	
市税の滞納がないことを証する書類 ※個人情報目的外利用同意書を提出した場合は省略可	☐	
工事着手前の現況写真(設置箇所が確認できるよう2方向から撮影)	☐	

変更等承認書類	チェック	市記入欄
秩父市太陽光発電設備等設置費補助金変更等承認申請書 ※補助対象設備の増設による交付決定額の増額変更は不可とする。	☐	

実績報告書類	チェック	市記入欄
秩父市太陽光発電設備等設置費補助金実績報告書	☐	
補助対象設備の設置に係る契約書、領収書及び保証書の写し	☐	
補助対象設備の設置状況(設置場所・性能表示等)が確認できる写真	☐	
電力会社との電力需給契約書の写し(電力会社と電力需給契約を締結する場合のみ)	☐	
【事業所】サービス料金から補助金相当額が控除されていることが分かる書類(PPA又はリースに限る)	☐	
電力の発電量及び消費量の計画書	☐	

請求書類	チェック	市記入欄
請求書を提出する際は、申請者本人の身分証明書を持参すること。	☐	

【裏面もあります】

【①太陽光発電設備(FIT・FIP制度の認定を取得しないもの)】

設備の要件	チェック	市記入欄
J-クレジット制度への登録は行わないこと。	☐	
FIT・FIP制度の認定を取得していないこと。	☐	
接続供給(自己託送)を行わないものであること。	☐	
設備の仕様、設置及び運用等に関して地域脱炭素移行・再エネ推進交付金(重点対策加速化事業)の交付要件を満たしていること。 ※販売事業者、設備メーカー等に必ず確認を行うこと。	☐	
設備の法定耐用年数の期間中、適正な維持管理を行うこと。 (※10kW以上の太陽光発電設備の場合、災害等による撤去及び処分に備えた保険等の加入に努めること。) 設備の法定耐用年数の期間経過後、処分等を行う際は、関係法令の規定を遵守すること。 (※10kW以上の太陽光発電設備の場合、廃棄等の計画及び積立により適切に処分すること。)	☐	
【個 人】発電する電力の30%以上を自家消費すること。 【事業所】発電した電力の50%以上を自家消費すること。 ※各年度ごとに、電力の発電量及び消費量の記録表を作成し、翌年度の5月末の営業日までに提出すること。	☐	
商用化され、導入実績がある設備で、中古品でないこと。	☐	
国庫補助が原資となる国・県の補助金を併用しないこと。	☐	

【蓄電池(①と同時に導入するもの)】

設備の要件	チェック	市記入欄
①太陽光発電設備の付帯設備であること。	☐	
平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備であること。	☐	
停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。	☐	
家庭用:蓄電池(20kWh以下)費用が工事費込み(税抜)で1kWhあたり14.1万円以下であること。 業務用:蓄電池(20kWh超)費用が工事費込み(税抜)で1kWhあたり16.0万円以下であること。	☐	
前項の価格要件に加え、次の事項に努めること。 家庭用:蓄電池費用が工事費込み(税別)で1kWhあたり12.5万円以下になるよう努めること。 業務用:蓄電池費用が工事費込み(税別)で1kWhあたり11.9万円以下になるよう努めること。 ※販売事業者に対して上記の条件を満たす価格の蓄電システムの調達可否の確認を行うこと。	☐	
設備の仕様、設置及び運用等に関して地域脱炭素移行・再エネ推進交付金(重点対策加速化事業)の交付要件を満たしていること。 ※販売事業者、設備メーカー等に必ず確認を行うこと。	☐	
設備の法定耐用年数の期間中、適正な維持管理を行うこと。 設備の法定耐用年数の期間経過後、処分等を行う際は、関係法令の規定を遵守すること。	☐	
メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が10年以上で、メーカー保証期間内の保証費用が無償であること。	☐	
商用化され、導入実績がある設備で、中古品でないこと。	☐	
国庫補助が原資となる国・県の補助金を併用しないこと。	☐	

その他

その他の要件・注意事項	チェック	市記入欄
本補助金の要件について設置事業者(又は申請者)と情報共有した上、事業を実施すること。	☐	
設備の耐用年数経過前に、設備を処分(譲渡・交換・貸付・担保に供す・取壊し)した場合は、原則、補助金の返還対象となること。	☐	
秩父市が補助金事業に係る業務の全部又は一部を委託した場合、補助金事業に係る個人情報等を委託した事業者と共有すること。	☐	

※余剰電力の買取先の意向確認に関する承認について

秩父新電力㈱から余剰電力の買取について、ご連絡すること。	☐	
------------------------------	--------------------------	--

チェックリストの各項目の説明を受け、承諾いたします。 【 令和 年 月 日 】	☐	
--	--------------------------	--

ー職員記入欄ー

受付日	受付番号	申請者名	確認者1	確認者2